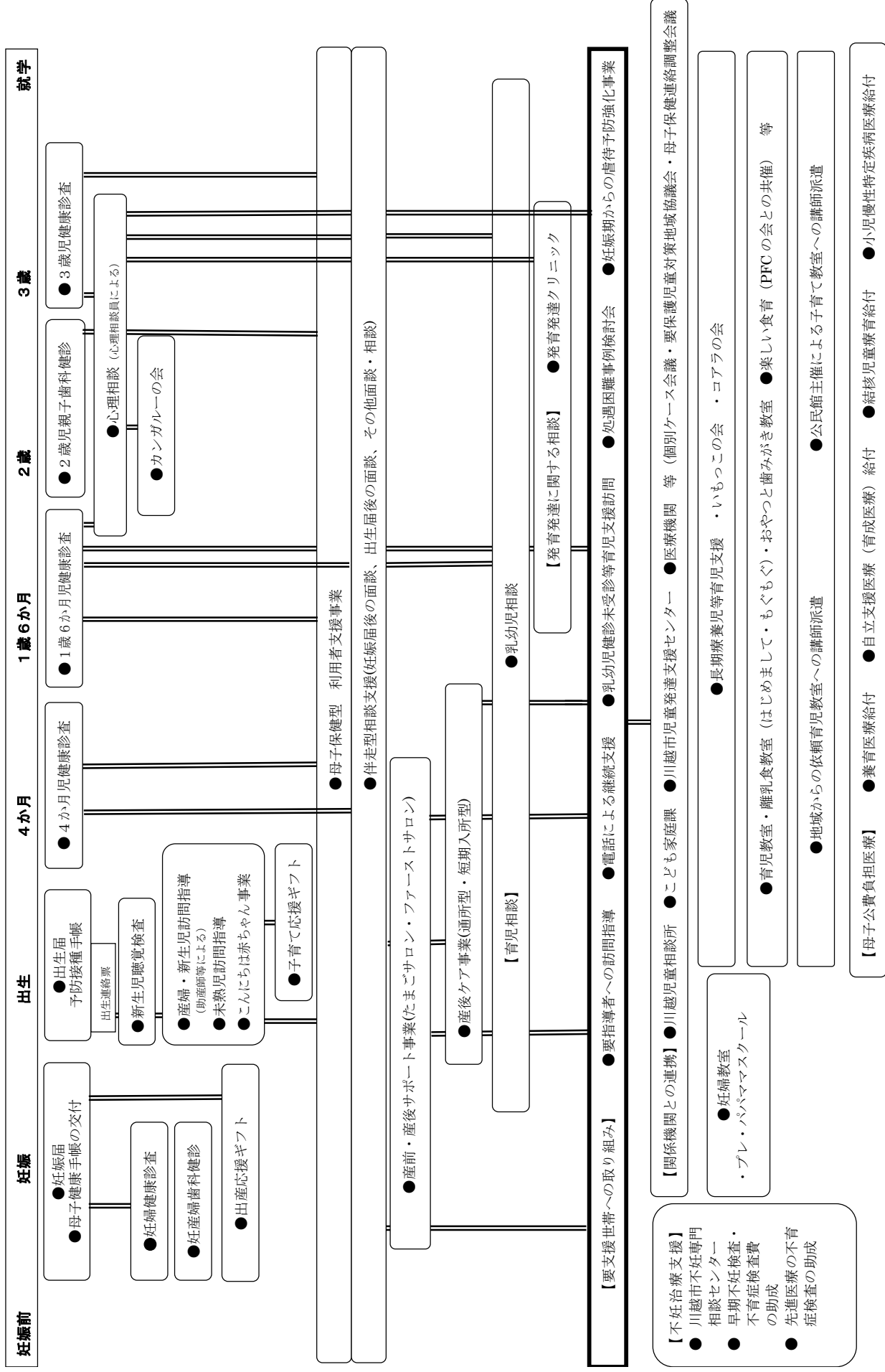


## IX 母子保健事業

### 1 母子保健事業の概要（令和4年度）



IX 母子保健事業

2 妊娠届出及び母子健康手帳の交付状況（母子保健法第15・16条）

妊婦は妊娠の診断後、速やかに妊娠の届出をする。

届出窓口：総合保健センター、市民サービスステーション、市役所、各市民センター

(1) 母子健康手帳の交付数（市外居住者含）

単位：人

年度	30	1	2	3	4
新規交付数	2,511	2,480	2,264	2,208	2,151
再・追加交付数	82	73	72	51	58
計	2,593	2,553	2,336	2,259	2,209

(2) 妊娠週数別妊娠届出者数（市外居住者含）

単位：人

年度	計	妊 娠 週 数 (週)										
		1か月 0～3 週	2か月 4～7 週	3か月 8～11 週	4か月 12～15 週	5か月 16～19 週	6か月 20～23 週	7か月 24～27 週	8か月 28～31 週	9か月 32～35 週	10か月 36～40 週	不明
30	2,511	17	252	2,068	126	15	10	11	1	4	-	7
1	2,480	5	263	2,031	123	13	14	8	4	3	1	15
2	2,264	3	228	1,903	84	12	13	2	4	3	3	9
3	2,208	11	199	1,879	78	6	4	5	-	-	1	25
4	2,151	5	179	1,854	67	11	9	4	2	2	3	15

(3) 令和4年度年齢別妊娠届出者数（市外居住者含）

単位：人

年齢区分	計	～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40歳～
初妊婦	883	12	101	343	268	124	35
妊娠2回目以降	1,238	6	46	303	496	315	72
妊娠回数不明	30	-	6	8	7	6	3
計	2,151	18	153	654	771	445	110

(4) 外国籍等を有する者の妊娠届出者数（再掲）（市外居住者含）

単位：人

年度	計	中国	フィリピン	韓国	ベトナム	ブラジル	ペルー	タイ	パキスタン	台湾	その他
30	118	31	13	2	37	4	2	2	-	-	27
1	106	36	13	3	34	6	1	1	1	-	11
2	113	25	9	5	48	3	1	1	1	-	20
3	112	26	8	1	53	3	-	-	-	-	21
4	133	24	14	2	62	-	-	2	2	1	26

## 3 健康診査

## (1) 妊婦健康診査の受診状況（母子保健法第13条）

目 的 妊婦に対して、妊婦一般健康診査等の実施をすることにより、妊娠高血圧症候群等の異常を早期に発見し、適切な援助を講じ妊婦の健康保持増進を図る。

内 容 妊婦一般健康診査 14 回、HBs 抗原検査、HCV 抗体検査、子宮頸がん検査、超音波検査、HIV 抗体検査 等

実施方法 県内、県外の委託医療機関で実施するほか、里帰り等における委託医療機関以外での受診分について、償還払いにより費用を助成する。

種 別	30	1	2	3	4
妊婦一般健康診査1回目	2,438 (7)	2,429 (8)	2,217 (5)	2,154 (5)	2,084 (5)
妊婦一般健康診査2回目	2,398 (8)	2,376 (7)	2,232 (5)	2,101 (4)	2,091 (3)
妊婦一般健康診査3回目	2,401 (12)	2,337 (6)	2,170 (9)	2,102 (12)	2,064 (11)
妊婦一般健康診査4回目	2,442 (15)	2,349 (9)	2,195 (7)	2,147 (6)	2,112 (3)
妊婦一般健康診査5回目	2,424 (12)	2,314 (7)	2,213 (14)	2,116 (9)	2,093 (8)
妊婦一般健康診査6回目	2,382 (21)	2,266 (21)	2,152 (32)	2,082 (28)	2,031 (24)
妊婦一般健康診査7回目	2,425 (26)	2,308 (19)	2,176 (19)	2,121 (17)	2,019 (15)
妊婦一般健康診査8回目	2,406 (76)	2,242 (56)	2,137 (48)	2,055 (52)	1,989 (54)
妊婦一般健康診査9回目	2,296 (128)	2,094 (100)	2,032 (81)	1,948 (79)	1,827 (75)
妊婦一般健康診査10回目	2,341 (124)	2,193 (117)	2,158 (117)	2,062 (100)	1,941 (92)
妊婦一般健康診査11回目	2,025 (139)	1,724 (120)	1,706 (119)	1,567 (99)	1,430 (94)
妊婦一般健康診査12回目	2,168 (102)	2,047 (114)	2,034 (106)	1,952 (85)	1,831 (85)
妊婦一般健康診査13回目	1,488 (114)	1,628 (93)	1,577 (86)	1,528 (65)	1,336 (56)
妊婦一般健康診査14回目	888 (78)	916 (59)	921 (57)	800 (38)	678 (39)
HBs 抗原検査	2,438 (7)	2,429 (8)	2,216 (5)	2,154 (5)	2,083 (5)
HCV 抗体検査	2,438 (7)	2,429 (8)	2,216 (5)	2,154 (5)	2,083 (5)
子宮頸がん	2,380 (3)	2,358 (7)	2,135 (2)	2,121 (3)	2,075 (5)
超音波検査	9,292 (259)	8,843 (258)	8,514 (264)	8,198 (225)	7,867 (212)
HIV 抗体検査	2,422 (7)	2,432 (8)	2,213 (5)	2,154 (5)	2,087 (4)
B群溶血性連鎖球菌検査	2,341 (124)	2,193 (117)	2,158 (117)	2,062 (100)	1,941 (92)
HTLV-1 抗体検査	2,406 (10)	2,454 (8)	2,210 (4)	2,167 (6)	2,089 (5)
クラミジア検査	2,447 (6)	2,457 (6)	2,207 (5)	2,162 (5)	2,090 (3)
風疹ウイルス抗体検査	2,437 (7)	2,425 (8)	2,217 (5)	2,152 (5)	2,085 (5)
計 (延)	59,123 (1,292)	57,243 (1,164)	54,006 (1,117)	52,059 (958)	49,926 (900)

※ ( ) 内は償還払対象者人数 (再掲)

IX 母子保健事業

(2) 新生児聴覚スクリーニング検査

目 的 新生児に対して、新生児聴覚スクリーニング検査を実施することにより、聴覚障害の早期発見及び早期療育を行う

内 容 自動ABR検査、OAE検査

実施方法 県内、県外の委託医療機関で実施するほか、里帰り等における委託医療機関以外での受診分について、償還払いにより費用を助成する。

年度	実施回数		
	自動ABR検査	OAE検査	計
3	1,764 (70)	64 (14)	1,828 (84)
4	1,784 (109)	29 (16)	1,813 (125)

※ ( ) 内は償還払対象者人数 (再掲)

※ 令和3年度より事業開始

(3) 4か月児健康診査 (母子保健法第13条)

目 的 疾病の予防措置として、身体の異常を早期に発見し、必要に応じて適切な指導を行う。

対 象 4か月～6か月未満の児

内 容 問診、計測、診察、集団指導 (栄養)、個別相談

従 事 者 医師、保健師、助産師、看護師、栄養士、事務補助

会 場 総合保健センター、南文化会館

単位：人

年度	実施回数	該当児数	受診児数	受診 (%)	健 診 結 果					事後指導
					異常なし	要指導	要観察	要精検	要治療	
30	48	2,532	2,422	95.7	328	1,313	359	19	403	432
1	44	2,236	2,145	95.9	382	1,160	255	18	330	303

年度	実施回数	該当児数	受診児数	受診 (%)	健 診 結 果					事後指導
					異常なし	既医療	要観察	要精検	要治療	
2	43	2,480	2,251	90.8	1,685	270	259	32	5	296
3	48	2,200	2,121	96.4	1,681	270	146	14	10	170
4	48	2,151	2,014	93.6	1,574	254	133	48	5	186

※ 令和2年度より健診結果項目に変更があるため、別表で掲載

身体発育状況

単位：人

年度	身 長		体 重	
	10 <sup>th</sup> - パーセンタイル以下	90 <sup>th</sup> - パーセンタイル以上	10 <sup>th</sup> - パーセンタイル以下	90 <sup>th</sup> - パーセンタイル以上
30	268	136	252	198
1	245	108	216	185
2	282	148	223	232
3	187	168	167	168
4	151	170	178	161

※ パーセンタイルとは、同月年齢児 100 人中何番目の大きさかを示す指標



## (4) 1歳6か月児健康診査（母子保健法第12条）

目 的	歩行や言語発達の指標が明らかになってくる1歳6か月児について 身障害の早期発見、むし歯の予防、栄養指導や育児指導などを行い、 児の健康保持、及び増進を図る。
対 象	1歳6か月～2歳未満の児
内 容	問診、計測、診察、歯科健診、はみがき指導、個別相談（栄養相談含 む）
従 事 者	医師、歯科医師、保健師、看護師、歯科衛生士、心理相談員、栄養士、 事務補助
会 場	総合保健センター、南文化会館

単位：人

年度	実施回数	該当児数	受診児数	受診率(%)	健 診 結 果					事後指導	心理相談
					異常なし	要指導	要観察	要精検	要治療		
30	48	2,729	2,683	98.3	330	1,243	697	16	397	834	214
1	44	2,363	2,283	96.6	294	1,063	573	13	340	677	174

年度	実施回数	該当児数	受診児数	受診率(%)	健 診 結 果					事後指導	心理相談
					異常なし	既医療	要観察	要精検	要治療		
2	36	2,619	2,474	94.5	1,640	224	583	14	13	610	150
3	48	2,397	2,265	94.5	1,563	198	467	26	11	504	147
4	48	2,266	2,209	97.5	1,543	225	400	35	6	441	83

※ 令和2年度より健診結果項目に変更があるため、別表で掲載

## 身体発育状況と歯科健康診査

年度	発 育 状 況				む し 歯			
	身 長		体 重		むし歯の ある者 (人)	むし歯の 総数 (本)	1人当りの 本数 (本)	むし歯の ない者 (人)
	10 <sup>パ</sup> -センチル 以下(人)	90 <sup>パ</sup> -センチル 以上(人)	10 <sup>パ</sup> -センチル 以下(人)	90 <sup>パ</sup> -センチル 以上(人)				
30	394	174	206	353	16	59	0.02	2,667
1	350	139	150	296	19	50	0.02	2,264
2	244	229	168	418	16	28	0.01	2,458
3	193	240	148	351	8	20	0.01	2,257
4	226	201	137	363	7	16	0.01	2,202

※ パーセントイルとは、同月年齢児100人中何番目の大きさかを示す指標

※ むし歯1人当たりの本数＝むし歯の総数／受診児数

## IX 母子保健事業

## (5) 3歳児健康診査（母子保健法第12条）

目 的	身体発育、精神発達の面から最も重要な時期である3歳児に対して医師、歯科医師等により総合的健康診査を実施して、適切な指導を行う。
対 象	3歳3か月～4歳未満の児
内 容	問診、尿検査、計測、屈折検査、視覚検査（該当児）、診察、歯科健診、個別相談
従 事 者	医師、歯科医師、保健師、看護師、歯科衛生士、心理相談員、事務補助
会 場	総合保健センター、南文化会館

単位：人

年度	実施回数	該当児数	受診児数	受診率(%)	健 診 結 果					事後指導	心理相談
					異常なし	要指導	要観察	要精検	要治療		
30	48	2,735	2,627	96.1	269	813	884	22	639	842	203
1	48	2,789	2,613	93.7	324	753	940	44	550	839	223

年度	実施回数	該当児数	受診児数	受診率(%)	健 診 結 果					事後指導	心理相談
					異常なし	既医療	要観察	要精検	要治療		
2	38	2,700	2,535	93.9	1,209	199	970	25	132	1,127	154
3	48	2,583	2,434	94.2	1,106	180	1,007	68	73	1,148	150
4	48	2,415	2,289	94.8	1,319	187	535	204	44	783	131

※ 令和2年度より健診結果項目に変更があるため、別表で掲載

## 身体発育状況と歯科健康診査

年度	身 体 発 育 （ 肥 満 度 ）				む し 歯			
	-20%以下	-20%～ -15%	+15%～ +20%	+20%以上	むし歯のある者 (人)	むし歯の総数 (本)	1人当りの本数 (本)	むし歯のない者 (人)
30	1	6	116	42	260	848	0.32	2,367
1	4	11	114	58	237	775	0.3	2,376
2	4	4	134	55	220	564	0.22	2,315
3	2	9	79	45	184	517	0.21	2,250
4	1	15	80	43	112	273	0.12	2,177

※ むし歯1人当たりの本数＝むし歯の総数／受診児数

## 3 歳児精密健康診査事業結果

単位：人

年度	分類	受診児数	受診結果		
			正 常	要経過観察	要治療
30	心臓	2	2	—	—
	眼	11	3	5	3
	耳 鼻	2	2	—	—
	泌尿器	—	—	—	—
	その他	1	1	—	—
1	心臓	5	5	—	—
	眼	24	7	15	2
	耳 鼻	2	2	—	—
	泌尿器	—	—	—	—
	その他	1	1	—	—
2	心臓	2	2	—	—
	眼	6	2	4	—
	耳 鼻	—	—	—	—
	泌尿器	5	1	4	—
	その他	1	—	1	—
3	心臓	7	7	—	—
	眼	21	13	6	2
	耳 鼻	2	1	1	—
	泌尿器	—	—	—	—
	その他	5	3	1	1
4	心臓	5	4	1	—
	眼	26	8	11	7
	耳 鼻	—	—	—	—
	泌尿器	85	65	16	4
	その他	3	2	1	—

## (6) 3 歳児尿検査

目 的 健全に発育・発達するよう支援する、及び腎疾患を早期に発見する。  
 対 象 3 歳児健康診査において尿を持参できなかった児  
 内 容 尿検査、相談指導  
 従 事 者 保健師、看護師  
 会 場 総合保健センター、南文化会館

年度	30	1	2	3	4
実施回数（回）	48	48	38	48	48
参加人数（人）	143	159	119	156	132

IX 母子保健事業

**(7) 妊産婦歯科健診**

目 的 妊娠中に起きやすい歯科疾患の予防、歯科保健に関する意識の高揚を図る。

対 象 妊娠5か月以上の経過が良好な妊婦および産後1年未満の産婦

内 容 歯科検診、歯みがき指導

従 事 者 歯科医師、歯科衛生士、事務補助

会 場 総合保健センター

年 度		30	1	2	3	4
実施回数（回）		10	9	1	4	7
参加人数（人）	妊婦	100	88	6	40	73
	産婦	37	34	12	21	34

※ 平成25年度より対象者を産婦に拡大した。

**(8) 2歳児親子歯科健診**

目 的 1歳6か月児健診から3歳児健診までの時期の口腔衛生への意識を高め、3歳児健診でのむし歯の減少を図る。

対 象 2歳～2歳6か月児とその保護者

内 容 歯科検診、歯みがき指導、フッ素塗布、おやつの話、個別相談

従 事 者 歯科医師、歯科衛生士、栄養士、事務補助

会 場 総合保健センター

年 度	30	1	2	3	4
実施回数（回）	9	8	1	4	6
受診児数（人）	236	165	33	101	120
受診保護者数（人）	103	122	25	68	74

## 4 健康教室（母子保健法第9条）

## (1) 妊婦教室

## プレ・パパママスクール

目 的 育児等について夫婦が共に学ぶことにより、積極的に親になる準備を行えるように支援する。

対 象 妊娠5か月以上の第1子出産予定の夫婦

内 容 母子保健制度、育児について・演習、妊娠・分娩経過、産後の生活

従 事 者 保健師、助産師

会 場 総合保健センター

年 度	30	1	2	3	4
実施回数（回）	6	5	39	6	9
参加人数（人）	214	203	73	208	330
夫（再掲）（人）	101	99	19	101	160

※ 令和2年度は個別に実施

## (2) 育児教室

## ① 離乳食教室

目 的 月齢に応じた離乳食のすすめ方について学ぶ。

対 象 (はじめまして) 概ね4～6か月児とその保護者  
(もぐもぐ) 概ね7～11か月児とその保護者  
(外会場) 概ね4～11か月児とその保護者

内 容 (はじめまして) 離乳食のすすめ方  
(もぐもぐ・外会場) 離乳食のすすめ方、口腔内の手入れについて

従 事 者 (はじめまして) 栄養士、事務補助  
(もぐもぐ・外会場) 栄養士、歯科衛生士、事務補助

会 場 総合保健センター、高階市民センター(平成30年度の外会場は南公民館)

年 度		30	1	2	3	4
はじめまして	実施回数（回）	12	10	—	8	5
	参加人数（組）	286	200		51	44
もぐもぐ	実施回数（回）	12	10	—	8	5
	参加人数（組）	205	200		48	43
外会場	実施回数（回）	3	3	—	3	4
	参加人数（組）	89	79		14	47

IX 母子保健事業

② おやつと歯みがき教室

目 的 おやつづくりを通し食への興味を高めると同時に、口腔内の手入れについて体験しながら学ぶ。

対 象 未就学児とその保護者

内 容 おやつ調理実習、歯みがき指導

従 事 者 栄養士、歯科衛生士、事務補助

会 場 総合保健センター

年 度	30	1	2	3	4
実施回数（回）	2	2	—	1	3
延参加人数（人）	38	28		21	35

(3) 依頼、共催の教室（育児関連講座等への協力）

① 依頼の教室

年 度	30	1	2	3	4
実施回数（回）	9	12	2	4	6
延参加人数（人）	695	172	33	27	108

再掲（生活習慣に関するもの）

年 度	30	1	2	3	4
延実施回数（回）	9	12	2	4	6
延参加人数（人）	695	172	33	27	108

派遣事業の内訳（令和4年度）

派遣先	回数	職種（派遣人数）				参加人数
		保健師	栄養士	歯科衛生士	その他	
公民館	3	4	2	1	—	52
子育て支援センター・ つどいの広場	—	—	—	—	—	—
その他	3	5	—	—	—	56
計	6	9	2	1	—	108

## ② 共催の教室

年 度	30	1	2	3	4
実施回数（回）	5	5	—	1	2
延参加人数（人）	57	81		6	23

## 5 その他

## (1) 子どもの食物アレルギー講演会

目 的 食物アレルギーに関する正しい情報を入手するとともに、アレルギー疾患罹患児等が適切な食生活が送れるよう支援する。

内 容 医師による食物アレルギーについての講演

対 象 食物アレルギーの子を持つ保護者、施設関係者

年度	1	2	3	4
実施日	11月20日	—	—	3月16日
参加人数（人）	196			119

## (2) 川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略 若者のライフデザイン事業

目 的 高校生や大学生などの若者に対して、結婚、妊娠・出産、子育て、就職等について情報提供し、考える機会を設ける。

内 容 雇用支援課、埼玉県と連携し、ライフデザインに関する出前セミナーを実施

実施日	令和元年7月10日	令和元年11月15日	令和2年2月20日
対象	埼玉県立 川越工業高等学校 生徒	埼玉県立 川越初雁高等学校 3年生	川越市立 特別支援学校 3年生
参加人数（人）	824	179	19

※ 令和2年度より、こども政策課へ業務移管

IX 母子保健事業

6 健康相談（母子保健法第10条）

(1) 乳幼児相談

目 的 乳幼児の保護者からの相談に応じ、育児不安の解消と、児が健康に育つための支援をする。

対 象 2か月～就学前の児とその保護者

内 容 身長・体重測定、個別相談

従 事 者 保健師、栄養士、事務補助

会 場 総合保健センター、南文化会館

年 度	30	1	2	3	4
実施回数（回）	30	27	24	43	49
来所者数（人）	2,098	1,249	310	364	283

<乳幼児相談における健診事後相談（再掲）>

年 度	30	1	2	3	4
4か月児健診 事後相談	288	215	111	84	41
1歳6か月児健診 事後相談	95	93	28	11	3
3歳児健診 事後相談	8	10	2	3	4

(2) 心理相談員による相談

① 個別相談

目 的 幼児に対してことば及び心理的な発達への支援を行うとともに、保護者に対して育児不安の軽減を図る。

対 象 幼児健診等で相談を受け、その後も支援が必要と思われる児とその保護者

内 容 相談指導

従 事 者 心理相談員、保健師

会 場 総合保健センター、南文化会館

年 度	30	1	2	3	4
実施回数（回）	115	108	92	110	109
相談人数（人）	250	220	196	204	187



## ② 集団相談（カンガルーの会）

目 的	集団での心理相談の場として、遊びを通して児の様子、親子関係を観察し、今後の支援を検討し、保護者に対して育児不安の軽減を図る。
対 象	支援が必要と思われる2歳～3歳までの児とその保護者
内 容	集団相談指導
従 事 者	心理相談員、保健師、保育士
会 場	総合保健センター

年 度	30	1	2	3	4
実施回数（回）	6	6	-	4	8
参加組数（組）	55	34		18	100

## (3) 発育発達に関する相談事業

目 的	成長発達を正しく評価しながら健やかな発育発達を促す。
対 象	未熟児及び乳幼児健診、相談で発育発達に遅れが疑われる児
内 容	発達検査、診察、相談
従 事 者	小児科医師、心理相談員、保健師
会 場	総合保健センター

年 度		30	1	2	3	4
すくすくクリニック	実施回数（回）	12	11	-	-	-
	受診者数（人）	52	47			
発育発達クリニック	実施回数（回）	25	25	24	22	13
	受診者数（人）	121	123	102	88	55

※ 令和2年度から、すくすくクリニックは発育発達クリニックに統合して実施

## 7 訪問指導

## (1) 産婦・新生児訪問指導（母子保健法第11条）

目 的 乳児と産婦の健全な育成を図る。

従 事 者 助産師、保健師

対 象 者 概ね出産後 2 か月以内の産婦・新生児、里帰り出産で希望のあった母子

年 度	30	1	2	3	4
新生児（人）	1,128	1,070	1,054	1,157	1,126
産婦（人）	1,128	1,069	1,054	1,157	1,126
計	2,256	2,139	2,108	2,314	2,252

## (2) 要指導者への訪問指導

目 的 健診、相談等で家庭訪問指導の必要な場合に対して保健師等がその家庭を訪問し、健康不安の解消に努める。

従 事 者 保健師、助産師、栄養士等

年 度	30	1	2	3	4
妊産婦（人）	625	550	350	252	277
乳児（人）	600	556	366	247	285
幼児（人）	200	158	84	53	68
その他（人）	241	212	134	103	118
計	1,666	1,476	934	655	748

※ その他は、親、祖父母、小学生等

## 未熟児訪問指導（再掲）

目 的 未熟児及び生活力が薄弱な児の養育支援

対 象 出生体重 2,500 グラム以下及び養育状況において困難が予想される家庭

従 事 者 保健師、助産師等

年度	30	1	2	3	4
訪問人数（人）	55	56	53	44	47

**(3) 乳幼児健診未受診等育児支援訪問**

目 的 乳幼児健診未受診世帯等に対して、その状況を把握し、受診推奨や育児支援を行い、児童虐待の予防、育児不安の軽減を図る。

対 象 乳幼児健診未受診の家庭

従 事 者 保健師

年度		30	1	2	3	4
家庭訪問人数	乳児	17	20	26	19	19
	幼児	127	111	92	79	128
電話相談件数		601	622	708	655	464

**(4) こんにちは赤ちゃん事業（児童福祉法）**

目 的 子育て情報の提供、養育環境の把握、育児支援

対 象 概ね生後2か月以降4か月までの乳児のいる家庭

従 事 者 保健師、助産師等

年 度		30	1	2	3	4
訪問対象家庭数		2,545	2,401	2,386	2,207	2,164
こんにちは職員による訪問件数 (不在含む)		1,045	1,665	958	835	803
母子 確 認 数	こんにちは職員による訪問実件数	835	767	891	777	763
	常勤・非常勤職員による訪問	482	460	321	224	269
	助産師、保健師依頼による訪問	1,128	1,069	1,054	1,157	1,126
	計	2,445	2,296	2,266	2,158	2,158

※ 平成21年7月から事業開始

※ 平成27年度より表記方法を変更

IX 母子保健事業

8 長期療養児等育児支援

(1) いもっこの会（ダウン症のある子どもを持つ親の会）

目 的 情報交換や講演会を通じ、ダウン症児の親同士が助け合えるよう支援する。

内 容 情報交換、発達相談等

従 事 者 保健師

年度	30	1	2	3	4
実施回数（回）	11	10	—	5	10
延参加人数（組）	61	50		—	11
延参加人数（人）	103	76		—	27

(2) ひよこサロン（小さく生まれた子どもを持つ親の会）

目 的 未熟児の成長発達を確認するとともに、親同士の交流の場を確保し、育児不安の軽減を図る。

対 象 低出生体重児（2000g 以下程度）の児とその保護者

内 容 情報交換

会 場 総合保健センター

年度	30	1	2	3	4
実施回数（回）	12	5			
延参加人数（組）	51	7			
延参加人数（人）	110	15			

※ 令和元年度で本事業終了

(3) ハッピーエンジェル（多胎児を持つ親の会）

目 的 多胎児の親同士の交流の場を確保し、育児不安の軽減を図る。

対 象 多胎児とその保護者

内 容 情報交換

会 場 総合保健センター

年度	30	1	2	3	4
実施回数（回）	12	11		5	
延参加人数（組）	88	53		14	
延参加人数（人）	251	158		45	

※ 令和3年度で本事業終了

**(4) ポップサークル（食物アレルギーのある子どもを持つ親の会）**

目 的 食物アレルギーを主とし、その他アレルギー症状を含め、親同士の情報交換と仲間づくりを支援する。

対 象 食物アレルギーを持つ児とその保護者

内 容 情報交換

会 場 総合保健センター

年 度	30	1	2	3	4
実施回数（回）	7	3			
延参加人数（組）	11	10			
延参加人数（人）	21	13			

※ 令和元年度で本事業終了

**(5) コアラの会（ふれあい親子支援事業）**

目 的 児童虐待の予防のため育児不安の強い保護者を支援し、育児機能の修復を図る。

内 容 グループミーティング

従 事 者 臨床心理士、保健師、保育士

会 場 総合保健センター

年 度	30	1	2	3	4
実施回数（回）	12	11	11	10	8
延参加人数（組）	43	26	26	22	15
延参加人数（人）	74	39	26	22	15

※ 令和2年度、3年度、4年度は個別に実施

IX 母子保健事業

9 育児サークル等への支援

(1) 赤ちゃん広場

目的 育児学習・情報交換と仲間づくりを支援する。  
 対象 児（概ね5か月位まで）とその保護者  
 内容 育児学習・情報交換（川越子育てネットワークと共催）  
 会場 総合保健センター

年 度	30	1	2	3	4
実施回数（回）	10	9			
延参加人数（組）	150	83			
延参加人数（人）	304	168			

※ 令和2年度より産前・産後サポート事業「ファーストサロン」へ表記方法を変更

10 母子保健連絡調整会議

目的 川越市内の母子保健関係機関（保健、医療、福祉）の相互の連絡調整及び母子保健従事者の知識の向上を図り、母子保健推進のための協力的体制を確立し、もって母子保健の向上に資する。  
 内容 担当者連絡会議及び研修会  
 構 成 員 市内の母子保健関係機関等職員

年 度	30	1	2	3	4
開催回数（回）	1	1	—	—	1
延参加者数（人）	37	43			33

11 利用者支援事業（母子保健型）

目的 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに対して、母子保健コーディネーターが相談に応じる。  
 従 事 者 母子保健コーディネーター（保健師・助産師等）

年 度	30	1	2	3	4
妊娠届出後相談（人）	2,053	2,518	1,955	1,605	2,164
出生連絡後相談（人）	1,291	1,592	1,355	775	1,404
面談での相談（人）	392	505	1,188	1,655	1,806

## 1.2 産後ケア事業

## (1) 短期入所型産後ケア事業

目的 産後4か月未満の母子に対して、医療機関等への宿泊により、心身のケアや育児のサポート等を実施する。

会場 医療機関・助産院等

## (2) 通所型産後ケア事業

目的 生後1年未満の母子に対して、助産院への通所により、授乳の仕方や乳房ケア、育児相談等の支援を実施する。

会場 助産院

区分		年度	30	1	2	3	4
短期入所型	利用者(延)		37	29	23	14	11
	利用日数		81	60	60	27	22
通所型	利用者数					28	85

※ 令和3年10月より通所型産後ケア事業を開始。

## 1.3 産前・産後サポート事業

目的 妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、子育て経験者による相談支援を行う。

対象 妊産婦及びその家族

内容 ママサポートは、実施担当者が利用者の自宅に赴く等により、個別に相談に対応する。

たまごサロンは、公共施設等を活用し、講座形式により出産や子育てについて学び、利用者が子育てのイメージを描きやすくなるよう支援する。

ファーストサロンは、公共施設等を活用し、交流形式により利用者同士の情報交換と仲間づくりを支援する。

年度		30	1	2	3	4
ママサポート	利用者数(人)	63	49			
	延訪問回数(回)	395	290			
たまごサロン	実施回数(回)	12	6	8	9	9
	延参加人数(人)	106	96	33	82	88
ファーストサロン	実施回数(回)			8	10	10
	延参加人数(人)			69	104	104

※ 令和2年度より「赤ちゃん広場」から「ファーストサロン」へ表記方法を変更

※ ママサポートは令和2年度で事業終了

## IX 母子保健事業

### 1 4 新型コロナウイルス流行下における妊産婦対策事業

- 目 的 妊産婦の新型コロナウイルス流行下における不安の軽減を図る。  
 対 象 妊産婦  
 内 容 妊婦への分娩前ウイルス検査、感染した妊産婦に対する寄り添い型支援。

年度	2	3	4
ウイルス検査実施件数	148	486	1,122
感染した妊産婦に対する寄り添い型支援			1

### 1 5 母子公費負担医療

年 度	受給者数（人）				
	30	1	2	3	4
養育医療給付	101	96	81	70	68
自立支援医療（育成医療）給付	86	68	53	64	46
結核児童療育給付	-	-	-	-	-
小児慢性特定疾患医療給付	341	371	372	386	374

#### 小児慢性特定疾病受給者数 内訳

年 度	受給者数（人）				
	30	1	2	3	4
1 悪性新生物	54	53	53	51	52
2 慢性腎疾患	29	26	23	22	24
3 慢性呼吸器疾患	12	14	19	23	21
4 慢性心疾患	58	70	68	77	62
5 内分泌疾患	68	70	65	60	57
6 膠原病	16	16	18	16	17
7 糖尿病	19	20	19	22	24
8 先天性代謝疾患	10	10	8	10	10
9 血液疾患	18	19	18	14	14
10 免疫疾患	3	4	3	4	4
11 神経・筋疾患	30	36	36	47	45
12 慢性消化器疾患	15	20	20	26	25
13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	8	8	16	17	17
14 皮膚疾患	2	3	4	4	3
15 骨系統疾患	1	1	1	1	1
16 脈管系疾患	1	1	1	-	-

※ 平成27年1月1日に法改正により疾患群に見直しあり

※ 複数疾病により認定されている場合、重複して計上



## 16 特定不妊治療支援事業

## (1) 特定不妊治療費の助成

- 目 的 特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図る。
- 対 象 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない、または極めて少ない夫婦
- 内 容 特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に要する治療費の助成及び、男性不妊治療に要する治療費の助成

特定不妊治療助成件数

年 度	30	1	2	3	4
交付件数	409	432	280	612	189

男性不妊治療助成件数（※）

年 度	30	1	2	3	4
交付件数	2	3	1	1	2

※ 平成28年度から特定不妊治療支援事業（国庫補助）のうち、男性不妊治療単独での助成件数を計上（特定不妊治療助成件数の再掲）

## (2) 川越市不妊専門相談センター

- 目 的 不妊、不育症に関する様々な悩みに適切に対応するため、総合相談体制を整備する。
- 対 象 不妊、不育症に悩む夫婦
- 内 容 専門医による個別相談

年 度	30	1	2	3	4
相談件数	10	21	18	17	8

IX 母子保健事業

**(3) 川越市早期不妊検査費助成事業**

目 的 不妊症検査に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図る。

対 象 婚姻関係（事実婚を含む）にある男女で、女性の年齢が43歳未満の男女共に不妊検査を受けた方。

内 容 不妊症の診断に必要と医師が認めた一連の検査。

年 度	30	1	2	3	4
交付件数	160	146	132	114	94

**(4) 川越市不育症検査費助成事業**

目 的 不育症検査に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図る。

対 象 婚姻関係（事実婚を含む）にある男女で2回以上の流産等の経験があり、女性の年齢が43歳未満の不育症検査を受けた方。

内 容 不育症の診断に必要と医師が認めた一連の検査。

年 度	30	1	2	3	4
交付件数	17	13	18	13	6

**(5) 川越市先進医療の不育症検査費助成事業**

目 的 先進医療の不育症検査に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図る。

対 象 2回以上の流産・死産の既往があり、先進医療の不育症検査を受けた方。

内 容 指定医療機関で実施した、先進医療として告示されている不育症の検査。

年 度	30	1	2	3	4
交付件数				-	1